

# 入札説明書

件名 令和7年度 山形県公立大学法人学寮照明設備LED化更新工事

## 担当部署等

〒992-0025 山形県米沢市通町六丁目 15番1号

山形県公立大学法人

契約担当・工事担当 総務企画課 庶務係 電話番号 0238-22-7330

令和7年度山形県公立大学法人学寮照明設備LED化更新工事に係る入札公告に基づく一般競争入札（条件付）については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

## 目 次

### 1 入札日程等【入札日程等一覧】

### 2 入札参加資格関係（施工実績・技術者配置要件等）

- 2－1 入札参加者の資格
- 2－2 入札参加資格の確認等
- 2－3 確認資料一覧
- 2－4 入札参加資格がないと認められた理由の説明要求等

### 3 入札関係書類等の取扱い

- 3－1 設計図書の閲覧及び貸出し
- 3－2 設計図書等に対する質問

### 4 共通説明事項

- 4－1 入札及び開札
- 4－2 入札の辞退
- 4－3 公正な入札の確保
- 4－4 入札の効力
- 4－5 落札者の決定方法
- 4－6 入札の延期、中止等
- 4－7 再度入札
- 4－8 契約書の提出
- 4－9 異議の申立て
- 4－10 その他

### 5 添付書類

### 6 その他特記事項

## 1 入札日程等【入札日程等一覧】

工事名	令和7年度山形県公立大学法人学寮照明設備LED化更新工事		
入札手続等	期間・期日・期限等	場所等	手續の方法
入札参加資格確認申請	入札公告5(1)及び(2)のとおり	契約担当	2-2 入札参加資格の確認等
設計図書の閲覧及び貸出し	令和7年5月29日(木) ～ 令和7年6月19日(木)	山形県公立大学法人 総務企画課	3-1 設計図書等の閲覧及び貸出し
設計図書等に対する質問受付	令和7年5月29日(木) ～ 令和7年6月13日(金)	契約担当	3-2 設計図書等に対する質問
上記質問に対する回答書の閲覧	回答を行った日から 令和7年6月17日(火)まで	山形県公立大学法人 総務企画課	3-2 設計図書等に対する質問
開札	令和7年6月20日(金)	入札公告1(1)のとおり	
入札参加資格確認結果通知	令和7年6月13日(金)		
非資格理由説明要求	令和7年6月17日(火) 午後4時まで	契約担当	2-4 入札参加資格がないと認められた理由の説明要求等
非資格理由回答期限	令和7年6月18日(水)		
上記期限は、特に指定する場合を除き、県の休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。			

※県の休日とは、山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）

## 2 入札参加資格関係（施工実績・技術者配置要件等）

### 2-1 入札参加者の資格

- (1) 「山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。」とは、入札参加資格確認日（一般競争入札（条件付）参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日）から開札日までの期間中のいずれかの日においても指名停止措置を受けていないことをいう。
- (2) 「山形県財務規則第 132 条の規定に基づく建設工事請負契約約款（昭和 39 年 8 月県告示第 707 号。以下「建設工事請負契約約款」という。）第 49 条第 11 号イからトまでのいずれにも該当しないこと。」とは、申請書の提出の日から当該工事の工期までのいずれの日においても該当しないことをいう。
- (3) 公告で指定された期限までに申請書及び申請書の添付書類（以下「確認資料」という。）を提出しない者は、本入札に参加することができない。
- (4) 配置予定技術者
- イ 配置を求めている技術者の要件については、入札公告によるほか、以下によるものとする。
- (イ) 入札公告の主任技術者資格の「同等以上の資格若しくは能力を有する」については、次の者をいう。
- ・技術士（電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものとするものに限る。））の資格を有する者
  - ・電気工事士法第 4 条第 1 項の規定による第一種電気工事士免状の交付を受けた者又は同項の規定による第二種電気工事士免状の交付を受けた後電気工事に関し 3 年以上実務の経験を有する者
  - ・電気事業法第 44 条第 1 項の規定による第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けた者（同法附則第 7 項の規定によりこれらの免状の交付を受けている者とみなされた者を含む。）であって、その免状の交付を受けた後電気工事に関し 5 年以上実務の経験を有する者
  - ・建築士法第 2 条第 5 項に規定する建築整備士となった後電気工事に関し 1 年以上実務の経験を有する者
  - ・建築物その他の工作物若しくはその設備に計測装置、制御装置等を装備する工事又はこれらの装置の維持管理を行う業務に必要な知識及び技術を確認するための試験であって建設業法施行規則により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録計装試験」という。）に合格した後電気工事に関し 1 年以上実務の経験を有する者
  - ・学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した後 5 年以上又は同法による大学若しくは高等専門学校を卒業した後 3 年以上実務の経験を有する者で、在学中に電気工事又は電気通信工学に関する学科を修めた者
  - ・電気工事に関し 10 年以上実務の経験を有する者
  - ・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
- (ロ) 自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (ハ) 技術者の施工経験が求められている場合においては、山形県の成績評定が通知されている工事において、評定点が 70 点未満の工事は認めない。

- 配置予定の技術者は、原則として変更できること。また、配置予定の技術者を配置できないときは、真にやむを得ない事由により技術者の変更を認める場合を除き、契約を締結しない、又は契約を解除するものとする。
- ハ 配置予定の技術者として、複数の候補者を記載することができる。この場合、複数の技術者のうちいずれかが審査により資格のないことが判明したときは、資格のある技術者を配置予定技術者とみなす。
- ニ 同一の技術者について、重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、当該入札手続における落札決定が行われる前までに契約担当者に書面により申し出ること（この場合、担当部局（契約担当）に事前に電話連絡を行うこと。事前に電話連絡がない場合は、当該申出を受け付けることができない）。ただし、当該申出をもって、配置予定技術者の変更を認めるものではない。
- ホ 配置予定の技術者は、本件工事の工期の始期日から工事の完成後、検査を完了した日（工期末後に検査を実施する場合は、工期末日）までにおいて、他の全ての工事に主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐として選任で配置されていないこと。また、本件工事が建設業法施工令（昭和31年8月政令第273号。以下「建設業法施工令」という。）第27条に該当する工事である場合には、配置予定の技術者は、本件工事の工期の始期日から工事の完成後、検査を完了した日（工期末後に検査を実施する場合は、工期末日）までにおいて、他の全ての工事に主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐として配置されていないこと。ただし、本件工事が建設業法施工令第27条に該当する工事で、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
  - (イ) 本件工事の配置予定技術者が専任を要しない他の工事に配置されている場合、当該他の工事の工期の末日が本件工事の着手日の前日以前であるとき（この場合、本件工事の配置技術者は着手日からの専任配置とする。）。
  - (ロ) 本件工事の配置予定技術者が専任を要する他の工事に配置されている場合、本件工事の工期の始期日から着手日の前日までにおいて、当該他の工事が専任を要しない期間であるとき（当該他の工事の工期の末日が本件工事の着手日の前日以前である場合に限る。）（この場合、本件工事の配置技術者は着手日からの専任配置とする。）。
- (ハ) 本件工事及び他の工事に同一の建設業法（昭和24年法律第100号。以下「建設業法」という。）第26条第3項第2号に規定する監理技術者を配置するとき。

また、主任技術者の現場専任義務のある工事を含む原則2つの工事について、一体性若しくは連續性が認められる工事又は相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10キロメートル程度の近接した場所において施工するため同一の主任技術者が管理することができるか否かについて、落札決定後に工事を所管する担当課等に協議を行い、双方の担当課等より承諾を得た場合についてもこの限りでない（なお、この場合、当該承諾を得られない場合も考慮して、配置予定技術者を複数申請すること。）。
- ヘ 本工事において、建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者の配置を行う場合は、次に掲げる(イ)～(ト)の要件を全て満たさなければならない。
  - (イ) 監理技術者補佐を専任で配置すること。
  - (ロ) 監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する者（建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者）のうち一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験によ

り監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

- (ハ) 同一の監理技術者を配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合については、全ての発注者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た上で、これら複数の工事を一つの工事とみなす。
  - (ニ) 監理技術者が兼務できる工事は山形県置賜総合支庁本庁舎管内の工事でなければならない。
  - (ホ) 監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
  - (ヘ) 監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡がとれる体制であること。
  - (ト) 監理技術者補佐が担う業務等について明らかにすること。
- ト 本件工事が建設業法施工令第27条に該当する工事である場合、配置される専任の主任技術者、監理技術者（建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者を含む。）又は監理技術者補佐は申請書を提出する日の前3か月以上の雇用期間があることが必要である（落札決定後に当該事項を満たさないことが判明したときは、落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。）。

## 2－2 入札参加資格の確認等

- (1) 本件入札の参加希望者は、入札公告の「入札参加者の資格」および上記2－1の「入札参加者の資格」を有することを証明するため、(2)に示す申請書及び確認資料を書面で提出しなければならない。この場合、必要な確認資料のいずれか一つでも添付がない場合は、入札参加資格がないものとする。
- (2) 提出書類
  - イ 申請書
    - 一般競争入札（条件付）参加資格確認申請書（様式第1号）
  - ロ 確認資料
    - 2-3【確認資料一覧】のとおり
- ハ 申請書及び確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。  
なお、確認資料として提出する書類は受注者責任において用意すべきものであるため、発注機関は、亡失等を理由とする再交付に応じない。
- ニ 提出された申請書及び確認資料は無断で他の目的に使用しない。
- ホ 確認資料の提出は、申請書に添付して行うものとする。
- ヘ 申請書の提出は、1に示した入札参加資格確認申請の期日までに1に示した場所へ書面の持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。ファクシミリによるものは受け付けない。
- ト 提出期限以降における申請書又は確認資料の差替え及び再提出は認めない。
- チ 入札参加資格の確認のため、提出された確認資料により判断ができない場合には、必要な確認書類の追加提出を求めることがある。これは、本入札説明書が求めている入札参加資格の確認資料の脱漏による追加提出をというものではない。

### 2-3 【確認資料一覧】

必要資料		確認資料
提出を求める確認書類については、左欄に○を付し、不要なものは【不要】と明示		
不要	イ	<p><b>施工実績を記載した書面</b> 様式第2号「同種工事の施工実績」</p> <p><b>施工実績とする工事に係る以下の書類</b></p> <p>a CORINS 登録工事における工事カルテ又は工事請負契約書の写し</p> <p>記載内容により同種・類似工事の施工実績が確認できない場合は、工事概要等を確認できる仕様書等の写しを添付すること。</p> <p>b 協定書の写し（共同企業体受注工事の場合のみ）</p> <p>c 工事成績評定通知書の写し</p> <p>※cについては、「施工実績要件1」を入札参加資格に定めた場合に記載すること。</p>
○	ハ	<p><b>配置予定の技術者の資格等を記載した書面</b></p> <p>様式第3号の2「主任（監理）技術者の資格・工事経験」</p> <p>①入札参加者の資格として、技術者実績要件を設定していない場合は、様式中の「工事経験の条件」、「工事経験の概要」及び「工事概要」は記載不要とする。</p> <p>②配置予定の技術者の「工事経験の概要」における「従事役職」は、現場代理人又は主任技術者若しくは監理技術者の職名を記載すること。</p> <p>③配置予定技術者の「法令による資格・免許」における（カッコ）内には、資格免許の取得年を記載すること。</p> <p>④様式中の「建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者の配置予定」、「申請時における他工事との兼務」の欄は、記載後の状況の変化、記載誤り又は記載漏れがあった場合でも入札参加資格には影響しないものとする。</p>
○	二	<p><b>ハの技術者の国家資格者証等（建設業法（昭和24年5月法律第100号）に規定する実務経験証明書を含む。）又は監理技術者資格者証の写し及び監理技術者講習受講履歴が確認できる書面（監理技術者資格者証裏面の写し）</b></p> <p>ただし、すでに当該資格を合格又は講習を受講しているが、交付手続中のため入札参加確認申請期限までに当該資格者証又は監理技術者講習受講履歴が確認できる書面を提出することができない場合は、その旨を証明する資料をもって代えることができるものとする。</p>
不要	ホ	<p><b>ハの技術者の経験工事に係る以下の書類</b></p> <p>a CORINS 登録工事における工事カルテ又は工事請負契約書の写し</p> <p>記載内容により同種・類似工事の施工実績が確認できない場合は、工事概要等を確認できる仕様書等の写しを添付すること。</p> <p>b 協定書の写し（共同企業体受注工事の場合のみ）</p> <p>c 工事成績評定通知書の写し</p>
○	ヘ	<p><b>総合評定値通知書の写し</b></p> <p>審査基準日が本申請の提出期限前1年7ヶ月以内であり、かつ、直近のものに限る。</p> <p>※ 審査基準日が1年7月以内であっても、直近のものでない場合は参加資格なしとする。</p>
○	ト	<p><b>健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る直近の被保険者標準報酬月額決定通知書又は保険料領収済額通知書若しくは領収証書等の写し</b></p> <p>への総合評定通知書により健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していることが確認できる場合又は個人事業主でかつ従業員が4人以下等により適用が除外される場合は提出を要しない。</p>
不要	チ	<p><b>指定技術者等配置計画書（併せて資格者証の写しを提出すること。）</b></p> <p>舗装施工監理技術者、鋼橋塗装技能士又は路面標示施工技能士の配置を義務付けた場合</p>

【注】①必要な確認資料のいずれか1つでも添付が無い場合は、入札参加資格がないものとする。  
②提出する資料に記入誤り、記入漏れ、押印漏れなど不備があった場合は、入札参加資格なしとなるため、提出の際は十分に確認した上で提出すること。

## 2－4 入札参加資格がないと認められた理由の説明要求等

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、任意の書面により、山形県公立大学法人総務企画課長にその理由の詳細説明を求めることができる。

説明要求は1に示した非資格理由説明要求の期日までに1に示した場所へ書面を持参して提出するものとし、郵送やファクシミリによるものは受け付けない。

- (2) 山形県公立大学法人総務企画課長は説明要求があった場合には、1に示した非資格理由回答期限の期日までに、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

## 3 入札関係書類等の取扱い

### 3－1 設計図書の閲覧及び貸出し

当該工事に係る設計図書について、次により閲覧及び貸出しを行う。

- (1) 閲覧及び貸出しが可能な設計図書

イ 図面  
ロ 仕様書  
ハ 設計書

- (2) 閲覧期間及び貸出期間

1に示した設計図書の閲覧及び貸出しの期間

- (3) 閲覧場所及び貸出し場所

1に示した設計図書の閲覧及び貸出しの場所

### 3－2 設計図書等に対する質問

- (1) 設計図書及びこの入札説明書に対する質問がある場合は、1に示した期間内に1に示した場所へ書面の持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。ファクシミリによるものは受け付けない。

- (2) (1)の質問に対する回答は、書面により行うとともに、回答書を1に示した期間、1に示した場所において閲覧に供する。

## 4 共通説明事項

### 4－1 入札及び開札

- (1) 入札は、山形県財務規則第125条第5項に規定する競争入札参加資格者名簿に登載されている者（法人の場合は代表者又は代表者から入札、見積り等に関する権限の委任を受けている者。以下「入札参加資格者」という。）の署名をして行う。その他の代理人による入札は認めない。共同企業体にあっては、代表会社の入札参加資格者の署名をして入札することとし、入札書を提出する前までに各構成員が共同企業体の代表者を入札代理人とする旨の委任状を提出すること。

- (2) 入札書の様式は、入札書（様式第4号）による。

(3) 入札書は入札公告 1 (1) の場所に 1 (2) の日時までに持参するものとするが、郵送（書留郵便に限る。）による提出についても認める。

郵送により入札書を提出する場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ、封かんのうえ、入札者の氏名、入札に係る工事名及び入札日を表記し、「入札書在中」の旨を朱書きのうえ、配達証明付書留郵便により、令和 7 年 6 月 19 日（木）午後 4 時までに 1 に記載の契約担当に必着とし、当該日時までに到着しなかった場合は棄権とみなす。

(4) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書を入札書と同時に提出すること。提出する積算内訳書は法人が提供する指定ファイルによるものとし、積算内訳書を記録した CD 又は DVD（以下「CD 等」という。）と書面に記録したもの（入札者の氏名、入札に関する工事名及び開札日を表記し、「積算内訳書在中」の旨を朱書きすること。）により提出すること。

なお、郵送による入札の場合は、当該積算内訳書を記録した CD 等と書面に記録したもの（入札者の氏名、入札に係る工事名及び入札日を表記し、「積算内訳書在中」の旨を朱書きすること。）を入札書と同封すること。

(5) 入札者は名刺を提出し、代理人をして入札に関する行為をさせようとする者は、委任状（様式第 5 号）を作成し提出させること。

(6) 落札決定に当たっては、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 入札者又はその代理人は、開札に立ち会うものとする。入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない法人職員を立ち会わせて開札を行う。

開札に立ち会う場合は、落札決定を受ける手続のため、次に掲げるものを持参すること。

(イ) 委任状（代理人が立ち会う場合に限る。）

(ロ) 印鑑（入札書に対応する印鑑に限る。ただし、代理人の場合は当該代理人の印鑑とする。）

開札に立ち会わない入札者は、あらかじめ、開札結果の通知に必要な返信用封筒に受取人の住所、氏名及び名称等を明記の上、所定の料金の切手を貼付したものを入札書とともに提出すること。

## 4-2 入札の辞退

(1) 入札参加者は、入札書を提出するまでの間は、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退する場合は、書面により行うものとする。この場合は、辞退する入札の工事名、開札日、辞退する者の名称、入札を辞退する旨を記載した書面（任意様式）を入札書受付締切日時までに提出するものとする。

(2) (1) の書面は押印を省略することができるが、押印を省略する場合は、書面の余白に責任者及び担当者の氏名・連絡先を記載するものとする。

(3) 入札書提出後は入札を辞退することができない。

(4) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

### 4-3 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為をしてはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たって、他の入札参加者と入札意思、入札価格又は入札書、積算内訳書その他契約担当職員等に提出する書類（以下「入札書等」という。）の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札意思、入札価格、入札書等を意図的に開示してはならない（第 2 項及び第 3 項の入札価格には、入札保証金の金額等又は金融機関等の契約保証の予約に係る契約金額若しくは保証金額を含む。）。

### 4-4 入札の効力

次に掲げる入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

- イ 入札公告に示した競争入札参加資格のない者（競争入札参加資格があることを確認された者で、開札時において入札公告に示した競争入札参加資格を満たさなくなった者を含む。）のした入札
- ロ 申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者の入札
- ハ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ニ 記名押印をしていない入札（ただし、外国人又は外国法人にあっては、代表者又は代理人本人の署名をもって記名押印に代えることができる。）
- ホ 金額を訂正した入札
- ヘ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
- ト 明らかに連合によると認められる入札
- チ 同一工事の入札について他人の代理人と兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
- リ 積算内訳書の提出のない入札（法人が提供する指定ファイルを使用しない積算内訳書、保護の解除若しくは保護領域の改変が認められる積算内訳書又は内容の入力されていない積算内訳書を提出した場合を含む。）
- ヌ 入札価格と提出された積算内訳書の合計金額が一致しない入札。また、提出された積算内訳書の記載内容等の確認の結果、適正に積算が行われていないことが明らかになった場合におけるその者のした入札
- ル 公正かつ正常な入札の執行を妨げる行為をした者の入札
- ヲ 所定の日時までに到達しない入札
- ワ 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件等に違反した入札

### 4-5 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札を行った入札参加者のうち、予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 最低制限価格制度

最低制限価格を設けたときは、前項の規定にかかわらず、予定価格の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した入札参加者等のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者

とする。

- (3) 最低の価格の入札者が提出した積算内訳書に不正又は不適正の疑いがあるときは、調査の上で落札するか否かを決定する。
- (4) 落札決定の時までに入札参加資格を満たさなくなった者は落札者としない。
- (5) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない法人職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。

#### 4－6 入札の延期、中止等

- (1) 天災、地変等により入札執行が困難なときは、入札を延期、中止又は取りやめがあることがある。
- (2) 正常かつ公正な入札執行が困難と認められる場合その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期、中止又は取り止めことがある。
- (3) 適正な入札の執行を期すため必要があるときは、入札前にくじ等により入札参加者を減じた上で入札執行をすることがある。

#### 4－7 再度入札

- (1) 初回の入札で落札者とすべき者がいないときは、直ちに、又は別に日時を指定して、再度の入札を行うことがある。再度入札時においては、積算内訳書の提出を求める。
- (2) 再度の入札は、原則として1回までとする。
- (3) 次のいずれかに該当する者は、再度の入札に参加することができない。
  - イ 初回の入札において参加しなかった者
  - ロ 初回の入札において無効な入札をした者又は失格となった者

#### 4－8 契約書の提出

- (1) 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約担当者から交付された契約書の案に記名押印し、落札決定の日の翌日から起算して7日以内（県の休日を除く。）に、これを契約担当者に提出しなければならない。ただし、契約担当者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。
- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札はその効力を失う。

#### 4－9 異議申し立て

入札参加者は、入札後、設計書、入札関係図書及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

#### 4－10 その他

- (1) 落札決定を受けた山形県外に主たる営業所（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第7条第1項に該当する者を置く営業所に限る。）を有する入札参加者は、本契約締結時に現に有効な履歴事項全部証明書（登記簿謄本）の写し及び現に有効な営業所長等（受任者）に対する委任

状の写しを添付すること。

- (2) 落札者は、建設業法第 20 条の 2 第 2 項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、発注者に対してその旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。なお、通知書については山形県ホームページに掲載の様式に準じて作成すること。
- (3) 保証契約に基づいて前払金を支払う。
- (3) 落札者は、契約締結後 1 か月以内（掛金納付を電子申請方式により行う場合にあっては、契約締結後 40 日以内）及び工事完成時に建設業退職金共済制度に係る掛金収納書を提示すること。

## 5 添付書類

- (1) 公告文の写し

## 6 その他特記事項

なし